

教科書無償給与事務において特に御留意いただきたいこと 1

全般的事項

1. 教科書無償給与事務の誤りは即国庫金支出の問題に繋がる問題となり、毎年国庫返納が生じています。都道府県・市町村教育委員会・学校いずれにおいても、無償給与事務処理について、責任の所在を明確にしておくと共に、1人の担当者に任せるのではなく、複数人で確認するなど、チェック機能が働くような体制を構築してください。
2. 学校での教科書保管の有無、給与児童生徒名簿と在籍者の照合、転学者に対する給与遅延の有無など、無償給与事務処理が適正に行われているかを定期的に確認し、過受領や納入指示後の変更等が判明した場合には速やかに教科書取次書店または教科書供給会社に連絡してください。判断に迷う場合は速やかに文部科学省に御相談願います。
3. 分冊・別冊のある教科用図書については、2冊の給与が同時に行われることとなっているものがあります。納入指示書への記載漏れ・受領漏れがないよう注意してください。

☆本について

1. 複数の種目の内容を含む著作教科書があるため、給与にあたっては以下の点に留意してください。
 - ・ ことご☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の国語及び書写は給与しない。
 - ・ さんすう☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の算数は給与しない。
 - ・ おんがく☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の音楽は給与しない。
 - ・ せいかつ☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の生活、社会、理科及び家庭は給与しない。
 - ・ 国語☆☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の国語及び書写は給与しない。
 - ・ 数学☆☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の数学は給与しない。
 - ・ 音楽☆☆☆☆☆☆を給与する場合には、検定教科書の音楽（一般）及び音楽（器楽合奏）は給与しない。

教科書無償給与事務において特に御留意いただきたいこと2

一般図書について

1. 一般図書は後期用として給与できません。
2. 一般図書を給与した場合、同種目について検定済教科書・著作教科書は給与できません。
3. 契約予定一覧に掲載のない一般図書・採択していない一般図書は給与できません。
4. 一般図書の最大給与数は、特別支援学校においては特別支援学校学習指導要領に示す教科数、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程の特別支援学級においては小学校・中学校学習指導要領に示す各学年の教科数を原則とし、シリーズ本については、それぞれを1冊と見なします。
5. 給与にあたっては、過年度・他教科の給与履歴を含めて児童・生徒それぞれの給与実績を十分確認し同一図書を二重給与しないよう留意してください。特に、中学校・中学部においては、小学校・小学部の給与履歴も確認し二重給与を防止してください。
6. 一般図書（点字版）においては分冊形態（複数冊同時給与）になっているものがあります。納入指示書への記載漏れが無いよう留意してください。

教科用特定図書等について

1. 教科書発行者が発行する拡大教科書と、児童生徒ひとりひとりの見え方に合わせてボランティア団体が作成する拡大教科書・点字教科書があります。
2. 通常学級用と、特別支援学校・学級用で、無償給与の根拠となる法令、事務処理が異なります。需要数報告後の転学や学級変更については、必ず需要数変更報告を行い、受領冊数集計報告等においても誤りがないか確認の上報告してください。
3. 拡大・点字教科書は原則として受注生産をしています。キャンセルが生じると発行者に多大な損失が発生し、拡大・点字教科書の安定供給が妨げられるおそれがあります。拡大・点字教科書の選定は慎重に行い、見込みでの需要数報告・発注は行わないでください。
4. 拡大教科書の選定に当たっては、サンプル集を活用する等、障害の状態や教科に応じ、適切なポイント数を選定してください。

【御注意ください！】教科書無償給与に係る国庫返納事例と対策

教科書の誤給与・二重給与・返付漏れによる国庫返納事案が頻発しています。

1. 教科書給与は児童生徒1人につき1種目ごとに1冊ずつ。

- 1種目について検定教科書と拡大図書（または著作教科書と拡大図書）を同時給与した。
- 1種目について分冊扱いではない一般図書を2冊同時に給与した。

2. 教科書の再給与は、原則として転学先の使用教科書が転学前に給与済のものとは異なる場合のみ。

- 知的障害の児童生徒に対し、過年度に給与済みの検定本を下学年使用として再給与（または一般図書を再給与）した。
- 本人や家族の不注意等により紛失・破損した教科書を、再度無償給与した。
- 転学児童生徒について、過去の教科書給与履歴を確認せず、転学先で必要な教科書を一式給与した。

3. 教科書を余分に受領した場合も、速やかに返付手続と報告を行えば国庫返納を防げる場合も。

- 学校に教科書納入後に転学となった児童生徒分の教科書を速やかに返付せず、設置者に相談なく学校で保管し続け、受領冊数の誤報告が発生。
- 4月初旬に転学した児童生徒分の教科書について、転学元が給与するのか転学先が給与するのか調整が付かず、学校同士で教科書を送付・受領しあうトラブルが起きた。



☑チェック体制の構築

- 学校において複数人で受領冊数等を確認し、作成した資料も二重チェックを実施。
- 学校から報告のあった受領冊数について、教育委員会でも確認。

☑無償給与事務や関係法令の理解

- 無償給与法令に係る説明会開催
- 無償給与事務に関する不適切な処理事例を周知し、注意喚起。
- 担当変更の際は綿密な引継を実施。

☑迅速な返付処理

- 納入後に誤りが生じた際は直ちに教科書取扱書店へ返付、設置者に報告。
(給与できるか不明な場合は一旦返付)
- 無償給与の対象となる教科書を学校同士で授受することは不可。